

ネットで e-Tax スマートフォンから

マイナンバーカード × e-Tax
で さらに便利

確定申告書の作成・送信は国税庁ホームページから

書き方や計算が分からない…



自動計算



確定申告書等作成コーナーを利用して
画面の案内に沿って入力すれば
税額まで**自動計算**



【確定申告書等作成コーナーQRコード】

入力がめんどう…



自動入力

マイナンバーカードを利用して
マイナポータル連携や過去の
申告データを利用して**自動入力**



【マイナポータル連携について詳しくはこちら】

会社が休めない…



自宅から

マイナンバーカードと
スマートフォンで**e-Tax送信**



～ 確定申告書等作成コーナーの便利な機能 ～

スマートフォン申告を
ご利用の方

スマートフォンのカメラで給与所得の
源泉徴収票を読み取り自動入力



e-TAXをご利用の方

パソコン・スマートフォン申告は
マイナポータルアプリをインストールするだけ



マイナポータルアプリを
インストール

次の2つでe-Tax送信できます



マイナンバーカード

マイナンバーカード読み取り
対応のスマートフォン

スマートフォンや
パソコンから

青色申告決算書・収支内訳書も作成できます
消費税の申告にも対応しています

「簡易課税制度」または「2割特例※」を適用される方は、売上(収入)金額等の
入力だけで税額等が自動計算されます

※インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者になられた方について
売上税額の2割を消費税の納税額とすることができる特例です

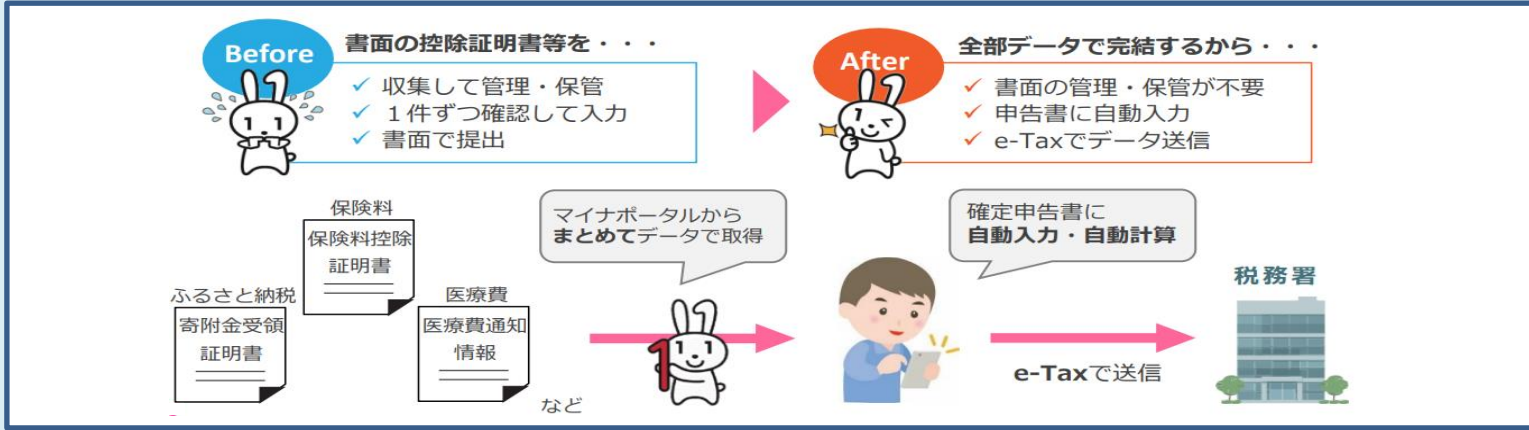


公益社団法人 大和法人会 e-Tax推進委員会

〒242-0021 大和中央7-5-18
電話 046-260-0511

～ マイナポータルを利用するメリット ～

マイナンバーカードを利用して、**マイナポータル経由**で、申告に必要な各種証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力できます(マイナポータル連携)**控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要で大変便利です**



※マイナポータル連携をご利用いただくためには、マイナポータルの利用者登録やマイナポータルとe-Taxを連携するなどの**事前準備**が必要です。

令和6年1月以降の対象はこちら

収入関係

- ・ 給与所得の源泉徴収票 ※
- ・ 公的年金等の源泉徴収票
- ・ 株式の特定口座

控除関係

- ・ 医療費
- ・ 生命保険
- ・ 社会保険 (国民年金保険料、国民年金基金掛金)
- ・ iDeCo
- ・ 住宅ローン控除関係
- ・ ふるさと納税
- ・ 地震保険
- ・ 小規模企業共済掛金



※「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先(給与等の支払者)が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出していることが必要です (「年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの」などの提出条件があります)

～ e-Taxの5つのメリット ～



令和4年分の確定申告をした方のうち、**3人に2人が**
e-Taxで申告しています!



※大和法人会は「e-Tax」を**推奨**しています

～ 困ったときはこちらで解決 ～

動画で見る確定申告



【動画で見る確定申告QRコード】

申告書の作成方法などを動画でご案内

確定申告 動画

検索



【チャットボットQRコード】

チャットボット

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「**税務職員ふたば**」が回答!

公益社団法人 大和法人会 e-Tax推進委員会



〒242-0021 大和中央7-5-18
電話 046-260-0511